



Title	「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む:スタディ・クエスチョン・メソッドの試み:その2:第5段落から第10段落: riskについて
Author(s)	長島, 美織
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 25, 57-73
Issue Date	2017-10-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/67619">http://hdl.handle.net/2115/67619</a>
Type	bulletin (article)
File Information	057.-074-04_nagashima.pdf



[Instructions for use](#)

## 「保険とリスク」 (フランシス・エワルド著) を読む

—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—  
その2：第5段落から第10段落：riskについて

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授  
長島 美織

### Reading 'Insurance and Risk' — An Application of Study Question Method — Part2: From paragraph 5 to 10: On 'risk'

NAGASHIMA Miori

abstract

This essay represents an attempt to read and interpret one of the classic English-language papers in social science using Study Questions as a guide with the purpose of gaining a deeper understanding of the text. This Part 2 deals with the paragraphs from fifth to tenth of the paper 'Insurance and Risk'. This article is written by François Ewald, and is considered an excellent example of the application of some of the key elements of Foucauldian thought to the study of the sociological notion of risk.

# 1 エワルド論文の全体的な特徴と スタディ・クエスチョン・メソッド について<sup>1</sup>

今回読解の対象としている論文は、『*The Foucault Effect: Studies in Governmentality with Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*』(Edited by Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, The University of Chicago Press, 1991) という本のなかの「Insurance and Risk」(第10章)という論文です。哲学者で、フーコー学派でもあるFrançois Ewaldの著述です。下記で引用している英文は、全て、この論文からのものです<sup>2</sup>。

次に、実際にこの論文を読み始めるまえに、この論文の全体的な特徴をみておきたいと思います。まず、この論文は構造化されていない感じがあります。つまり、第1節、第2節などというように構造化されていません。そういった意味で、良くも悪しくも今の時代の論文ではないと言っても良いかも知れません。加えて、解説の中で詳しくみますが、この著者のコンマの使い方はかなり特徴的です。これはこの著者のくせ、あるいは好意的に言えば、スタイルということになるかも知れません。ただ、このような英語を「良くない英語」とか「正しくない英語」というように捉えないで頂ければと思います。現在、英語は国際語、とくに学問の世界では、共通のコミュニケーションのための言語として、様々な人々に使われています。国際社会では、英語母語話者でない人たち同士がお互いに英語でやりとりをする風景は珍しいものではないのです。

本試みは、このテキストを題材として、筆者がかつてアメリカで受けた教育からヒントを得た、スタディ・クエスチョン(Study Questions, SQ)を使って、「学問的読み」を実践しようというものです。

スタディ・クエスチョンという言葉は、一見矛盾をはらんでいるように思えるかも知れません。通常、教師が学生に対してする質問は、相手の知識や考え方を引き出すためや、試験の場合には、相手を試したり、評価するためになされるからです。そのような状況では、スタディ、つまり「学ぶ」、「勉強する」ということは、それ以前になされており、それがうまくできているかを試験するために質問がなされます。このように考えると、スタディ・クエスチョンは、矛盾といえます。しかしアメリカでなされていたスタディ・クエスチョンとは、「学ぶための質問」なのです。学生は、その質問に答えることによって、おのずと難解な学問書を読んでいくための方法論を身につけます。スタディ・クエスチョンはその手引きとなる質問なのです。

日本語でも、古典は読みにくいですが、まして英語の社会科学の論文となるとその難しさは倍増します。かなり英語に自信のある方でも、社会科学系の英語論文を正しく解読できる人は多くはありません。英語の古典的論文を読むというのは、言葉の壁と内容理解という2つの関門を乗り越えないといけないからです。

- ▶1 この部分は、長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-24. の第1節~第3節の内容と同一の部分を含みます。読者の便宜のため、再掲しています。スタディ・クエスチョン・メソッド及び学問的読みについては、特に同エッセイ「1はじめに」(P.110-113)も併せて、ご参照下さい。
- ▶2 引用英文のイタリックは原著によります。下線は説明の為、筆者が加えたものです。

本稿は、このSQを使った方法で英語論文を読んでいこうという試みです。「社会科学的読み」を身につけたいと思う人、英語の力をより精練したいと望む人に学問的文書を読むということを通して新しい経験をして頂きたいとの思いから、筆者が研究室ゼミの一貫として行った試みを書き起こしたのになります。

学問的読みの方法というのは、何度も試みないといけないものではありません。最初は、時間がかかりますが、一度身につけてしまえば、他の著作の読解にも容易に応用が利くものです。また自身の創造力にも繋がります。スタディ・クエスチョン・メソッドは自覚的に読む方法なのです。

## 2 | 前回までの内容

(その1) で扱った第1～4段落は、表題である**Insurance and Risk**の最初の言葉である**Insurance**について、解説をしていました。まず、**Insurance**が多義的で、実際、多様なことがらを指すということが述べられたあと、しかし逆にそれらのことが一つの言葉で束ねられているのは、どうしてなのかという問いが立てられました。そして、保険というのは、社会的技術であり、社会的現実の様々な要素と経済とをある特定のルールによって結びつける技である、という最初の定義が提出されます。

保険の専門家は、これらの抽象的保険技術をその時々の実現にあう範囲で精密化することが仕事となります。つまり、固定されたものではなく、時々々の経済、政治、道徳、法の影響を受けながら、安全というものを売る市場（後ほどみるように、ここでリスクが関与してきます）に、様々な形をとった保険（商品）を提供するわけです。そしてここに保険的想像力が働きます。保険的想像力は、統計学などの保険技術を、ある社会制度のなかで、時々々の社会的諸要素や人間的諸要素と関連させながら、特定の保険の形態として具現させるものです。そして、現実には、その想像力が実際の保険形態を作る過程などで、ひるがえって社会的保険技術に影響を与えるといったことがサイクルでおこります。

このように保険ということばは、少なくとも4つの側面（**technology**、**form**、**shape**、**imagination**）をもつものと考えられました。保険技術**technology**は、時々々の社会状況のなかで、制度化**form**され、さらに社会的想像力**imagination**により、実際の保険として具現する**shape**、このあたりのことを、(その1) で取り扱った第1～4段落では、描き出してきました。

### 3 Study Question Methodによる読解

それでは、続きの各段落について、スタディ・クエスチョンに沿って内容を見て行きましょう。今回は、第5段落から第10段落が対象で、タイトルでも使われているもうひとつのキーワード**risk**について語っています。先の第1から第4段落では、**insurance**という概念の導入と解説をおこないましたから、論文のタイトルにある2つの概念を順番に紹介しているといえます。

SQは基本的にその段落内で答えることができます。

#### 第5段落：

SQ：最初の文は、**insurance**と**risk**の関係に関するエワルドの主張を述べています。訳しなさい。

#### 答え\*

**Insurance can be defined as a technology of risk.**

保険は、リスクの技術として定義できるという意味になります。

#### 解釈\*

これは、この論文のタイトルにある、保険とリスクということ、定義という概念を使って結びつけた文で、この主張は、論文全体の主張であるともいえます。ただ、**a technology of risk**という表現は、抽象的です。これがどのような意味合いかということ、これ以降展開していくわけですが、この表現は、実は以前にも使われたことがありました。第2段落です。

**Not that insurance is itself a combination, but it is something which, on the basis of a technology of risk, makes possible a range of insurance combinations shaped to suit their assigned function and intended utility-effect.**

このように同じ表現が使われている文脈を確認することは、それがエワルドの頭の中でどのように配置されているかをつかむ上で重要です。

続けて、リスクの語源について、保険との関係のもとに解説した後、保険の法的な意味においても、リスクとの関係が中心的であることを述べていきます。それが以下の文です。

**The notion of risk is likewise central to the juridical definition of insurance: ‘risk is the fundamental element of insurance, since it is the very object of this type of contract’.**

リスクの概念は、同様に保険の法律的な定義においても、中心的なものである。リスクは、この種の契約（保険契約）のまさに対象であるという意味で、保険の基本的な要素である。

この文において、**object**（対象）の前に**very**がついていますが、これは、まさに、といった感じで強調の意味合いとなります。この文は、先程みた、この段落の一番目の文をさらに詳しく具体的に説明したものと考えられます。

次に、エワルドは、導入した**risk**という概念について、彼がどのような意味合いで今後この言葉を使っていくかについて、より詳しい説明を加えています。

### 第6段落：

**SQ**：日常用語での**risk**と保険における**risk**の意味合いの違いについて説明しなさい。

#### 答え\*

**In everyday language the term ‘risk’ is understood as a synonym for danger or peril, for some unhappy event which may happen to someone; it designates an objective threat.**

**In insurance the term designates neither an event nor a general kind of event occurring in reality (the unfortunate kind), but a specific mode of treatment of certain events capable of happening to a group of individuals — or, more exactly, to values or capitals possessed or represented by a collectivity of individuals: that is to say, a population.**

この英文が該当部分ですが、

- 日常的な言語使用においては、リスクという言葉は、危険や危機、何らか不幸なことと同義に使われている。そして、それは、客観的な脅威を指している。
- 保険においては、リスクという言葉は、ある特定の出来事や、世の中で日常に起こっている一般的な出来事を示しているわけではない。
- むしろ、一定のグループの人たちに起こりうる、ある種の出来事を「扱う際の特定のモード」である。
- より正確に言うと、リスクは、ある特定の人口によって、代表されたり、所有された価値や資本に対して起こりうる、ある種の出来事を「扱う際の特定のモード」である、といった意味になります。

#### 解釈\*

まず、英文解釈における注意点からいきましょう。2番目の保険におけるリスクについて解釈している文は、大きくみると、**not A but B**的な構文（**A**ではなく**B**）ですが、最初の否定の部分の**A**が、**neither A1 nor A2**と入れ子になっています。そして、**B**の部分についても、かなり複雑です。一つ目の複雑さは、

—or, more exactly, というのが入り込んできているところです。どの部分をより正確に言い換えているのでしょうか? この場合、**values**の前にある**to**がヒントです。この**to**が、少し前の**to a group of individuals**の**to**と呼応していることに気づくと、一步前進です。

**to a group of individuals**が

**to values or capitals possessed or represented by a collectivity of individuals:  
that is to say, a population**

と、より正確に言い換えられているということになります。

ただ、後半の言い換えの部分でさらに、**: that is to say**, となっているので、またここで入れ子的な構造が入ってきます。ここでも、**a**に注目することで、**a population**が何を言い換えているのかがはっきりしてきます。

**a collectivity of individuals**を

**a population**

と言い直していることになります。ちなみにこの**population**という言葉は、フーコー的に、「集合としての人間」といった意味合いがあります。

英語の解釈が終わったところで、さらに日常用語と保険におけるリスクの意味合いの違いをもう少し詳しくみてみましょう。たとえば、家や車は、ここでの資本という意味に含まれると考えることができます。車をもっていない人は、車輛保険に入る必要がなく、家を所有していない人は、家の火災保険に入る必要がないというわけです。このような意味で、ある特定のリスクに対応して、ある特定の人たち、ある特定の人口=**population**が関係するという構図が浮かび上がってきます。そして、ここで**population**という意味も、さらに鮮明に理解することが可能となります。つまり、ここで浮上しているのは、車を所有しているか、家を所有しているか、という特定の指標をもとに切り出された集合で、個々人の個人的な事情(例えば、ある人は家族を病院に連れて行くために、車を購入したとか、何年間か貯蓄を蓄えたとか)や、個々人の思い入れなど、そのようなことは一切排除された状態で、人間を捉えようとする概念です。そして、もちろんこれも統計学の発達に促されて生じてきた概念といえます。

これに加えて、さらに重要なのは、日常用語では、リスクは、夫がガンになったというように、特定の**an event**や、ガンというような起こりうる出来事**a general kind of event occurring in reality**を指すのが普通ですが、それに対して、保険制度においては、このような出来事をさすのではないという点です。むしろ、リスクというのは、こういった出来事を「扱う際の特定のモード」であるということです。つまり、その出来事(ガンにかかったこと)自体がリスクではなく、それをどのように扱うか、その扱い方によって、その出来事はリスクとなるのです。

つまり、ガンになった場合の損失を、主に「経済的に備えようとか、対処しよう」というように、その扱い方をこのようなモードで考えたときに、ガンはリスクとなります。しかし、ガンになっても、「仕方がない、そのとき対処しよう。天命にまかせよう」といったモードでその出来事を扱おうという姿勢をとれば、それはリスクとはならない、そういったことをエワルドは述べているのです。

次の文は、これを、さらに、合理性というキーワードを入れて述べていると解釈することができます。

**As a technology of risk, insurance is first and foremost a schema of rationality, a way of breaking down, rearranging, ordering certain elements of reality.**

リスクの技術として、まさしく、保険というのは、合理性のあるひとつの形式である。ここで合理性の形式とは、現実の要素を、切り分けしたり、並べ替えたり、秩序づけたりするための、一定のやり方である、といった意味になります。

また、英文の解釈から始めましょう。**first and foremost**は強調ですので、まさしく、などと訳してもよいでしょう。また、**rationality**=合理性というのも、フーコー派の用語ですが、合理性に**a**がついていることを確認しておいて下さい。合理性というものにも、視点によって多様なものがあり、ひとつのロジックや推論の集合として、いくつもの合理性を考えることができますからです。そのいろいろある合理性のなかで、保険はある種の合理性に基づいていると述べていることとなります。

それでは、先に挙げたガンの例を使って、保険という合理性を理解してみましょう。たとえば、ガンになった場合に、どのような治療を受けるか、あるいはもらった保険料を生前に使うか、死後に残すかというような現実的な選択肢がいくらでもあり、保険というものがあることによって（また、どのような種類の保険のオプションがあるかによって）、保険がなかった場合とくらべて、現実に対する「扱い方のモード」が変わります。つまり、保険という合理性に則って、ガンになったという現実を分解し、そして再整理することができるようになるわけです。

さらに、これらの事例から考えると、保険というものによって、近代社会が変化させられているということにも気がつくことができるでしょう。保険というものがあることで、人々の考え方、人間にとっての選択肢、生活のスタイルといったものが変わってきます。保険というのは、プライベートな領域の決断という一面を持ち、その意味でミクロなものとも言えるにもかかわらず、(保険は)根底から近代社会における人々の考え方を規定しているのです。これは論文の重要な主張となります。

また、火災保険を例として考えると、現在では、火災保険に入らないで、家を持つということに対して、人々はどのように考えるでしょうか。現代社会においては、これは、道徳的に良くないと思われるようになってきました。つまり、モラル的に良いかどうかということさえも、知らず知らずのうちに、



保険によって規定されていると考えられるのです。この点は、第10段落で再び前景化します。

### 第7段落：

**SQ(a)**：この段落の内容をまとめている文を2つ選び、訳しなさい。

#### 答え\*

この段落最後の以下の2つの文となります。

**Insurance's general model is the game of chance: a risk, an accident comes up like a roulette number, a card pulled out of the pack. With insurance, gaming becomes a symbol of the world.**

保険の一般的なモデルというのは、偶然のゲームである。事故といったリスクは、ルーレットの番号やトランプの束の中から引かれた一つのカードのように現れてくる。保険のもとでは、こういったゲームが世界の象徴となるのである、という意味になります。

#### 解釈\*

ここでも、英文の解釈から始めましょう。**chance**というのもリスクにまつわるキーワードとなりますが、「機会」や「好機」といった通常の意味ではなく、「偶然」という意味合いになります。それをエワルドは、まさにギャンブルの状況を比喩的に使って描き出しています。**With insurance**というのは、保険があることによって、といった意味となるでしょう。

**SQ(b)**：この段落で、キーワード(重要な語)を1つ選ぶとすると何でしょうか。

#### 答え\*

**accident**

#### 解釈\*

まず、この段落の一番目の文において、この段落では、リスクと保険ということを考える際に重要な概念である**probability**=可能性という概念が導入されます。危険とリスクは両方とも損失という概念を持っています。しかし、危険という概念と違って、リスクという概念は、損失という概念に加えて、偶然性や確率といった概念を併せ持っています。そして、そういった二つの側面、つまり、損害と可能性は、**accident**という概念によって集約されるとエワルドは述べます。現在もっとも広く認められているリスクの技術的な定義は、(損害が発生する可能性)×(損害の大きさ)ということですので、この段落で、エワルドが言っているこの二つの要素は、やはりリスクを考える上での忘れることのできない要素であるということができるといえるでしょう。

保険は、リスクのカテゴリーを通して、**accident**(偶然的なもの)をコントロールしようとしていることとなります。アクシデントは、偶然のゲームと

いうことで、いつどこでどのようにあらわれるか分からない訳ですが、保険という対処の仕方があることによって、偶然性に依拠しているゲームを、一定程度コントロールすることができるようになりますし、それをコントロールすればするほど、ある意味逆説的に偶然のゲームが、世界の表象として浮上してくるようになるというわけです。つまりは、保険という出来事への対処の仕方が広がれば広がるほど、世界は偶然性のゲームといった側面を強くあらわすことになるといった意味合いとなります。accidentという言葉は、

**Rather than with the notions of danger and peril, the notion of risk goes together with those of chance, hazard, probability, eventuality of randomness on the one hand, and those of loss or damage on the other — the two series coming together in the notion of accident. One insures against accident, against the probability of loss of some good. Insurance, through the category of risk, objectifies every event as an accident.**

といった文でも使われています。

#### 第8段落：

**SQ(a)：**第6段落で導入された合理性の概念と第7段落で導入された可能性＝偶然＝確率といった概念を結びつけて、エワルドはどのような議論を展開していますか？

#### 答え\*

該当する文は、最初の二つの文となります。

**Insurance is not initially a practice of compensation or reparation. It is the practice of a certain type of rationality: one formalized by the calculus of probabilities.**

保険というのは、補償ということを第一義的に考えた仕組みではなく、むしろ、ある種の合理性の実践的な仕組みである。それは、可能性の計算ということによって形式づけられたものである、という意味合いです。

#### 解釈\*

「保険が下りる」という言葉に見られるように、通常、保険というのは、何か損失があった際に、それに対する補償をもたらすものと考えられています。しかし、エワルドはそれが第一義的なことではないと否定します。

後に第10段落でみるように、この点の強調は文脈によって若干変化しますが、ここでは、(金銭を主にする)補償が、保険の第一義的な目的ではないということに光をあてています。そうではなく、(その1)で主に見たように、経済(市場)と社会現象を、ある種の合理性(それは可能性の計算というもので、科学的に支えられているわけですが)のもとに、時々の社会的想像力

を援用して、結びつけたものが保険なわけです。

保険業者たちは、単に存在しているリスクを登録して、それに応じて補償を付けていくということだけをやっているではもちろんなく、常にそこから利益が生ずるようにしている、そのような合理性に基づいた仕組みということを指摘しています。このような点から、補償が第一義的な目的ではなく、業者の利益も勘案した、合理性に基づく1つのシステムティックな社会的な仕組みであるということを、浮かび上がらせています。

エワルドは、さらに続けて、リスクのないところでは、人々は保険を使わないが、反対にリスクが認識されるところでは、人々が保険を使うということ、そして死亡、事故、災害、病気、出産、倒産、訴訟など様々なものは、今日では、リスクと考えることができるため、保険の対象になるものは、急激に増えているということを指摘しています。これは、次の文でさらに説明されます。

**SQ(b) : He ‘produces risks’ とはどのようなことを意味するのか、より具体的に説明しなさい。**

**答え\***

**He ‘produces risks’, he makes risks appear where each person had hitherto felt obliged to submit resignedly to the blows of fortune.**

保険業者は、リスクを作り出す。保険業者は、いままで普通の人たちが、運命だと考え、あきらめていたところに、リスクを出現させる、という意味になります。

**解釈\***

Heは、保険業者を指します。たとえば、火事などは、以前は、自然発生的なもの、つまり、危険(選択の余地なく偶然におそいかかってくるもの)<sup>3</sup>だと思われていましたが、保険は、危険を対処可能なものとしてリスクに転換させます。そして、たとえ火事にともなう損害がでたとしても、それに補償を与えることで、リスクを支配可能なものとして、社会的にとりこみます。このような意味で保険は、いままで慣れ親しんできた事象に、その本来の性質を変えるようなリアリティを与えることができるのです。ある事象をリスクと捉えることによって、保険は、その事情の意味合いを変化させます。つまりは、火事といった、これまでは、困難や不幸と考えられてきたことを「可能性」に変化させることができるのです。保険は、それまでは不幸と捉えられていた出来事に対して、新しい存在の様式を、つまり、価値を与えることができるのです。

**SQ(c) : 最後の文は、この論文全体の結論を述べているような重要な文です。**

これを訳し、エワルドが用いている引用を例としてより具体的に説明しなさい。

▶3 リスクと危険の区別については、ルーマンがその違いを理論的に重要なものとして扱っています。それによると、決定に参加できる人にとって、その決定がもたらすかもしれない負の結果はリスクであり、決定に参加できない人にとっては、危険であるとされています。たとえば、地震といった自然災害は、危険であるのに対して、車を運転する際には、事故のリスクがあるといえるわけです。実際には、決定に加わったかどうかの判定は複雑で、確定的なものではなく、技術や知識の進歩や事象のとらえ方、つまり、「出来事を扱う際の特定のモード」により、変化するものです。それにもかかわらず、このリスクと危険の区別は概念的に有効なものです。

**答え\***

引用文の下にある最後の文は以下のとおりです。

**Insurance is the practice of a type of rationality potentially capable of transforming the life of individuals and that of a population.**

保険は、個々人の人生や人口全体の人生を潜在的に変化させることができるような、合理性のひとつの実践である。

**解釈\***

ここまで述べてきたことを再度、合理性ということばを用いてまとめ直している文です。単に、被害を補償するといった意味だけでなく、人生のあり方まで、変化させる影響力をもっているという点を強調していることになります。

エワルド論文中の引用の部分には、家族の大黒柱がなくなるときの、以前は、貯蓄がその後の家族の生活を保障すると考えられていたが、保険が入りこむことにより、人々の生活を一変させたという例が挙げられています。大黒柱の死亡という事象と従来からの対処法を、保険は全く新しいやり方に置き換えることができるというわけです。

**SQ(d) : この段落でひとつキーワード（重要な語）を選ぶとすると何でしょうか。その意味合いを説明しなさい。**

**答え\***

**rationality**, 合理性ですね。保険は、「ある種の合理性の実践である」ということを、エワルドはくり返し述べてきました。ある一連の前提と、それをもとに組み立てられた一連のロジックの集合であり、人々に補償を提供すると同時に、保険業者にも市場での存続を可能とする利益をもたらし、人々の道徳的な考え方や、人生（の設計）にも、影響を与えるような考え方の1つの集合が保険という形で具現しているわけです。そして、その時々制度、道徳、法、科学、経済に対応する形で、それらの合理性にも、常時、修正が加えられます。このような意味で、保険は、すべてのものを人間や社会がコントロールできるものに変化させていこうという、近代という時代に適合する形の合理性を備えていると考えることができます。

**第9段落 :**

**SQ(a) : Everything can be a risk**という、この段落2番目の文と基本的に同じ内容の文がこの段落より前に登場していました。それを見つけなさい。さらに、それぞれの文脈で**everything**に対して範囲が制限されていますが、どのような含意をもつのでしょうか？ それらの制限について説明しなさい。

**答え\***

まず、この段落での該当の文について解釈しておきましょう。

**Everything can be a risk, in so far as the type of event it falls under can be treated according to the principles of insurance technology.**

in so far as～の部分<sup>3</sup>が制限を加えている部分ですが、その制限は、保険技術の原理に則って扱うことができる出来事ならば…ということになります。

それでは、この段落の前に、基本的に同じことを述べていた文は、どれでしょうか？ それは第6段落にある以下の文です。

**But on the other hand, anything can be a risk; it all depends on how one analyzes the danger, considers the event.**

どのように危険というものを分析するか、どのように出来事を考えるかということに応じて、全てのものはリスクになりうるというのが、この文の意味です。ここでの制限は、危険をどのように分析するか、出来事をどのように捉えるか、ということです。つまり、出来事は、見方によって、リスクになるということになります。ちなみにこれは、第6段落で注目した、ある出来事を「扱う際の特定のモード」により、ある出来事が危険にもリスクにもなるという考え方に合わせて、理解する必要があります。

**解釈\***

第6段落においては、一般的な言い方で、危険は、見方によって、リスクに転換するということを述べていますが、一方、第9段落における制限は、保険の技術で捉えることができるならばということで、より詳細に条件を特定していると考えられます。いいかえれば、危険がリスクへと転換させられていく方法について、よく具体的に制限を規定しているわけです。危険とリスクの区分<sup>4</sup>は、リスク学においては非常に重要で、たしかに理論的には、扱い方のモードによって危険がリスクに変わるということなのですが、社会分析といった観点からすれば、経済と社会状況、そして人々そのものの見方が交雑する、ある意味非常に近代的な制度である保険というものが、その保険の技術で扱えるものが、リスクなのだということになります。これによって、実際の社会状況に基づく分析が可能になります。この論文においては、保険の原理というものをつかって事象をみることによって、保険という制度を通して、近代社会が危険をリスクにどのように変換しているかということ、具体的な社会分析として提供しているわけです。この考察を通して、このような制度を備えている近代という時代の特色も明らかになってきます。

▶4 注3を参照のこと。

**SQ(b) : reinsurance**という現象を使って、さらに、**what a risk can be from the insurance point of view**ということ述べています。これを具体的

に説明しなさい。

**答え\***

**The technique of reinsurance in particular, with its special kind of alchemy, shows very well what a risk can be from the insurance point of view: an abstract quantity that can be divided at will, one part of which an insurer can be hand over to a reinsurer in Munich or Zurich.**

再保険の技術はある種の錬金術だと見られていますが、保険の技術だけではなく、再保険の技術を用いることによって、ほとんどすべてのものがリスクに仕立てあげられるということをこの文では述べています。つまり、保険業者は、抽象的なもの（財、所有価値などのようなもの）を、自分たちの都合に応じて分割し、そして、その一部を、再保険業者に送り出すことができるのです。そしてこの再保険というものを通して、世界の全く異なるところにあるリスクを組み合わせて再調整することができます。

**解釈\***

まず、英文解釈上の注意を一言。**at will**というのは、意志に応じて、つまりは思うがままに、といった意味合いになります。

さて、ここで述べていることは、先に扱ったすべてのものはリスクとなりうる、といった観点を増強しているものです。進んだ保険の技術を用いると、ある出来事とある補償といった形で、事象とある具体的な保険を対応させる必要はもうなくなり、保険業者の思うがままに、出来事にまつわる財を分割して、出来事の空間上の分布などを超越したかたちで、それらを抽象的次元で数学的、金融学的理論に乗っ取って組み合わせ、リスクとして仕立て上げ、保険という制度のなかにとりこむことができるようになります。このような保険技術を用いることによって、いままでリスクとして見られていなかったものを、次第にリスクの範囲に収めることができるようになります。保険技術を洗練することにより、今まで保険を掛けることができなかったものでも、保険で扱うことができるようになるわけです。第6段落では、一般的にしか述べられていなかったことが、この第9段落では、この再保険の事例を使うことによって、一層具体化され、保険技術とリスク、そして事象（ある出来事、**event**）の関係が描き出されています。

**SQ(c) : 最後の文を訳し、その意味合いを説明しなさい。**

**答え\***

**What can there be in common between that singular event which each person individually fears, and this other singular object, the risk, manipulated by the chain of its insurers?**

個人が恐れるある一つの出来事と、一連の保険業者（保険と再保険のこと）

によって、操作されるリスクという対象の間には、何のつながりがあるのでしょうか？

**解釈\***

これは、ある意味「反語」的な意味合いの問いです。先にみたように、洗練された保険技術のもとでは、それらの問いの「関係」や対応はもはや必要ないのです。

**SQ(d)**：この段落でひとつキーワード（重要な語）を選ぶとすると何でしょうか。その意味合いを説明しなさい。

**答え\***

technology

**解釈\***

つまり、保険技術が高度化されることによって、多様なものを、リスクとして扱うことができるようになったわけです。

この段落では、第8段落で注目された**rationality**ということから発展して、保険というものがいかに複雑で、何か損失を補償するものといった単純な構図を越えて、独自で複雑な体系となっているかということを描き出しています。それは、近代という土壌のもとで、先進的な保険技術を発展させ、今までリスクというカテゴリーで捉えられていなかったものをも、どんどんとその範疇に取り込んでいるのです。

**第10段落：**

**SQ(a)**：社会力学としての保険の特徴として、エワルドはどういったことを主張しているのでしょうか。it proposed a modeの文に注目して答えなさい。

**答え\***

当該の文は以下のとおりです。

**it proposed a mode of thinking completely foreign to the moral, moralizing mode which underpinned and was supposed to validate the juridical notion and practice of responsibility, and yet it did this without entering into conflict with juridical practice.**

社会力学は、責任ということに関する法的な概念や実践の根本となっている道徳的な考え方とは、全く異なるタイプの考え方のモードを提案した。そして、この道徳化のモードを、法的な実践との間にいかなる対立や摩擦を生じさせることもなしに提案した、といった意味になります。

ここで、最初のitは社会力学(=social physics)を指します。そして、modeという単語が二箇所使われていることに注意して下さい。a mode of thinkingとmoralizing modeというかたちで使われています。両方とも、ing型と連携していることに注目して下さい。つまり、人々がどのように考えるか、あるいは、人々をどのように道徳的な行動へと導くか(道徳化するか)ということは、変化しうることであるということをing型は示しています。さらに、思考や道徳化には、バリエーションがありうるということ、そして、その一つの方法という意味でモードという単語が使われています。社会力学がもたらした考え方のモードは、司法が提供している考え方のモードと全く異なるタイプの道徳化(人々の行動の規範となるもの)をもたらしましたが、(それがもたらした道徳とはまた異なる)道徳のもとに成りたっている司法と、対決することなく、新しい行動の規範をもたらし、というのが、この文の趣旨です。

**SQ(b)**：次に、法を中心として、社会学と保険を対比することにより、エワルドはどういったことを主張しているのでしょうか。No doubtの文とBut the same is no longer trueの文に注目して答えなさい。

#### 答え\*

このような社会力学の特徴を、次に社会学と司法との関係を描くことで、さらに浮かびあがらせます。No doubtの文が出てくるまでの数文で、

- 一方、社会学は、犯罪の規則性を明らかにするなど、法にも関係する社会のいろいろな側面に光を当ててきたが、実際の犯罪に対して司法がどのようにそれを扱うべきか、といったことには、全く影響を与えなかった。
- つまり、社会的な発見が、責任ということに関する司法の領域になら影響を与えることもなかった。

こういったことが述べられたのち、以下のような結論が導かれます。

**No doubt it affected the philosophical foundations of law and its pretensions as the great regulatory instance in society; it did not affected it in its practice.**

ここでitは、社会学を指します。社会学は、上述のような社会についての知見の発見や、犯罪などの研究により司法の哲学的基礎などに影響を及ぼしたが、司法の実際のやり方に影響を及ぼすことはなかったということです。

次に、それと対比して、保険について述べた文を見ておきましょう。

**But the same is no longer true in the case of the development of insurance: insurance is a practice situated at the same level as legal right, which, as a law of responsibility, has for its object the reparation and indemnification of damages.**

しかし、同様のこと(社会学が司法に与えた影響)は、保険の場合には、該当しない：保険は、責任に関する決まりとして、損害に対する賠償と補償を



目的として持っており、保険は、実践のレベルで同様の対象をもつ法的権利と同じ位置にある、といった意味になります。つまり、保険は、法や法的権利の実践に影響を与えたというわけです。ただ、保険がすごいのは、これを既存の法や法体系と対決することなく、やりのけてしまったというところなわけです。

ここで少し、**for its object the reparation and indemnification of damages**の部分について見ておきましょう。第8段落で、保険の目的は補償ではないと述べていたので、この部分はそこと矛盾するように読めます。確かに、文言だけを読むと矛盾ですが、第8段落では、保険が全体として1つの合理性を体現したものであることを強調することがそこでの主眼であったことに対し、ここでは、実践面での司法との共通点として損害ということに焦点をあてていることを考えて、単純に矛盾だと決めつけることは避けたいと思います。文脈によって同じ表現であっても、光を当てたい部分が異なるからです。

それでは、まとめとして、次の質問をみていきましょう。

**SQ(c) : 社会学と保険のちがいをまとめている文を見つけ、訳しなさい。**

**答え\***

**Sociology contested the juridical theory of responsibility in its philosophy, but left it in peace in its practice; insurance directly challenges this practice.**

社会学は、哲学的な面においては、責任に関する司法理論と競合したが、実践においては、調和的であった。一方、保険は、司法の実践に直接的に挑戦していることとなる。

**解釈\***

つまり、社会学は、法の理論的な基礎など根本の考え方の部分に影響を及ぼすことはあったが、実際のケースについて、どのように責任に関する法が適用されるべきかといった具体的などころには、影響を及ぼしていません。一方、保険は、個々の具体的な事柄について、責任に関する法がどのように運用されるべきかといった実践的などころに、影響を及ぼしているということになります。

**SQ(d) : Sociology and insuranceの文を訳しなさい。**

**答え\***

**Sociology and insurance — this is what gives them their historical importance — carry the seeds of a new theory and practice of legal right.**

社会学と保険は、法律的な権利の新しい理論と実践に向けて新しい方向性を提供している。

**解釈\***

続けて、この内容についてより詳しく解説している部分を読みましょう。

**And they do so not politically, not through their envisaging new objectives of social equality, but through what they are *in themselves*, in terms of their special kind of technological rationality.**

社会学と保険は、法律的な権利に関わる際に、社会的平等の新しい目標などといったものを掲げて、政治的に影響を与えるのではない。そうではなく、自分たちそれぞれの特別な技術的合理性を通して、法的なものに影響を与えているのだ、という意味になります。

この文は、今までのまとめとして、重要なものです。たとえば、「社会的平等」といった新しいイデオロギーや理想などを掲げて、政治的に法的な様相を変えるのではなく、それぞれの技術的合理性を通して、社会を変化させているのだということが、重ねて強調されているのです。

**SQ(e) : As technologies**の文は、なぜ**technology**という用語を用いているかを示す重要な文です。これを訳し、**technology**という用語の意味するところを説明しなさい。

**答え\***

**As technologies they are independent of the political policies which will utilize them.**

それらは技術であるので、それらを機能させる政治的政策から独立しているという意味になります。

**解釈\***

つまり、技術ということがどういうことかといえば、それは、政治から独立しているということの意味するのだという、これまでも示唆されてきたことをはっきりと明示しています。あるいは、ベックの用語によれば、社会的技術としての保険は、サブ政治であるということを述べていることになります。

(平成29年4月12日受理、平成29年5月12日採択)

